

郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、次の表の要件に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する代理記載をさせることができます。

手帳	障がいの程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1 級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第 2 項症まで

(1) 代理記載の方法による投票を行うための手続

代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、あらかじめ次の①及び②の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。

① 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けるための手続です。

次の書類を選挙管理委員会まで送付してください。

- 郵便等投票証明書交付申請書（代理の方が記入してください。）
 - 身体障害者手帳
 - 戦傷病者手帳
- } のうちのいずれかの**原本**

※手帳等は、「郵便等投票証明書」の交付と同時に間違いなく返送いたします。

② 代理記載人となるべき者の届出の手続

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出る手続です。

次の書類を選挙管理委員会まで送付してください。

- 代理記載人となるべき者の届出書
- 同意書及び宣誓書（代理記載人が署名をしてください。）

手続が終了しましたら、代理記載人となるべき者の氏名が記載された「郵便等投票証明書」を選挙管理委員会から選挙人あてに送付します。

(2) 投票用紙などの交付を請求する。

- ① 選挙が行われるに当たり郵便等による不在者投票をしようとする場合は、登録されている選挙人名簿がある市の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してください。
- ② この際、あらかじめ交付を受けておいた「郵便等投票証明書」を添えてください。
- ③ 投票用紙などの請求は、公示又は告示の日の前でもできますが、遅くとも投票日前4日までにしなければなりません。

なお、「郵便等投票証明書」は、投票用紙等に同封して返送します。

(3) 自宅等で不在者投票を行う。

投票用紙及び投票用封筒の送付があったら、手順どおりに不在者投票を行い、同封の封筒で選挙管理委員会まで郵送してください。

～これらの制度の活用を～

郵便等による不在者投票の制度は、身体に重度の障がいのある選挙人が自宅等にいながらにして投票できる便利な制度です。

大いにご活用いただき、一人でも多くの方が投票に参加されるようお願いします。

【問い合わせ先】
敦賀市選挙管理委員会
(敦賀市役所総務課内)
電話 22-8101 (直通)